

**福岡市立障がい者就労支援センター**  
**特定業務任用職員（職種：就労支援相談員）募集**

**[募集概要]**

募集職種	就労支援相談員
募集施設	福岡市立障がい者就労支援センター（福岡市中央区舞鶴1丁目4-13）
業務内容	企業への電話や訪問等による障がい者雇用の提案や、障がい者雇用に係る関係機関との連絡調整を行います。その他、研修会等各種事業の企画・運営を行います。 「福岡市舞鶴庁舎」が勤務地で、交通の便も良好です。チームで支援を行い、経験豊富なスタッフがサポートします。
採用人数	1人
応募資格	【必須条件】 自動車運転免許・Word、Excel等簡単なPC基本操作 【歓迎する資格・経験】 障がい者の就労支援にかかる実務経験及び企業等法人における人事・労務業務経験 ※経験がない方も応募可能です。不安がある方は見学にお越しください！
雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※雇用開始日は調整いたします。 契約の更新 有（契約期間の業務量及び勤務成績により判断） 更新は4回又は65歳を上限（選考試験等により更新4回目以降に無期転換の可能性あり）

※上記募集施設及び業務内容について、雇入れ直後及びその後も変更はありません。

**[労働条件]**

身分	特定業務任用職員
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働に関する事	8：45～17：30（途中休憩60分） 職場全体でワークライフバランスの充実に取り組んでいますので、残業は一切ありません！
休日	完全週休2日制（土日祝）
休暇	年末年始休暇（12月29日～1月3日） 年次有給休暇は採用時から20日付与します。 夏季休暇5日（6～10月）や子の看護休暇（最大10日）も有給です。
賃金	給料月額（地域手当含む）226,930円～ ※実務経験換算あり（要件を満たす場合、上限231,550円）
交通費	実費相当（上限55,000円）
諸手当	地域手当、通勤手当（上記）
賞与	期末手当年2回支給（6月・12月） 令和7年度実績4.5月（在職期間により減額有） ※任用期間が6か月未満となる場合は対象外
退職金	社会福祉施設職員等退職共済制度に加入（掛金法人負担、4月1日在職者）
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

**[申込及び採用方法]**

採用試験	随時（応募者の希望日時に沿って行います）必ず電話でお申し込みください。
提出書類	顔写真付き履歴書、職務経歴書、資格証の写し（※）を面接時に直接持参 ※資格取得見込の場合、卒業見込証明書または在学が確認できるもの
申込先（担当）	福岡市立障がい者就労支援センター（担当：ハシモト・ドウゾノ） 福岡市中央区舞鶴1丁目4-13 TEL（092）711-0833

**[備考]**

※次ページ参照

## 【備考】

- ・新卒者の応募：可
  - ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
  - ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
  - ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下参照条文をご参照ください。

## (参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
  - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの